

第 4 次食育推進基本計画作成に向けた主な論点

第 1 はじめに

食育の推進に当たっては、食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）及び第 3 次食育推進基本計画（以下、「第 3 次基本計画」という。）に基づき、関係省庁が連携を図りながら、政府として一体的に施策を推進するとともに、地域においては、様々な関係者が緊密に連携・協働しつつ、国民運動として実践している。

食育推進評価専門委員会（以下、「専門委員会」という。）においては、第 3 次基本計画の進捗状況についてフォローアップを行っており、昨年度は、第 3 次基本計画において掲げられている 15 の目標のうち、改善が見られない等の 9 目標の進捗状況と背景・要因について分析・評価を行い、これを基に、平成 31 年 4 月 1 日、中間的な取りまとめを行った。

今年度は、若い世代（20 歳代～30 歳代）を対象とした食習慣に関するアンケート調査結果等も踏まえつつ、第 3 次基本計画において掲げられているすべての目標について、進捗状況と背景・要因について分析・評価を行うとともに、食育推進施策の進捗状況についても評価を行った。

本取りまとめは、これらの分析・評価の結果を基に、令和 3 年度から 7 年度までを計画期間とする第 4 次食育推進基本計画（以下、「第 4 次基本計画」という。）を作成するに当たっての主な論点を整理したものである。

今後、これらの論点を踏まえ第 4 次基本計画の重点課題を決定し、その上で、具体的な目標項目及び数値目標を議論していく必要がある。

第2 食をめぐる現状

1 社会経済状況

(人口減少と少子高齢化)

我が国の総人口は平成30(2018)年10月1日現在、1億2,644万人であり、減少傾向にある。また、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)が減少傾向にあるのに対し、高齢者人口(65歳以上)は増加傾向であり、総人口に占める割合(高齢化率)は28.1%となっている。今後もこの傾向は続く¹⁾と予想され、令和47(2065)年の高齢化率が38.4%になると推計されている¹⁾。

(世帯構造の変化)

世帯構造の年次推移をみると、「単独世帯」、「夫婦のみの世帯」が増加する一方、「夫婦と未婚の子のみの世帯」、「三世帯世帯」は減少している。特に、65歳以上の者のいる世帯では、共に増加傾向にある「単独世帯」が27.4%、「夫婦のみの世帯」が32.3%となっている²⁾。

共働き世帯は年々増加しており、平成9(1997)年以降は共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻からなる世帯数を上回っている³⁾。

(食の外部化の状況)

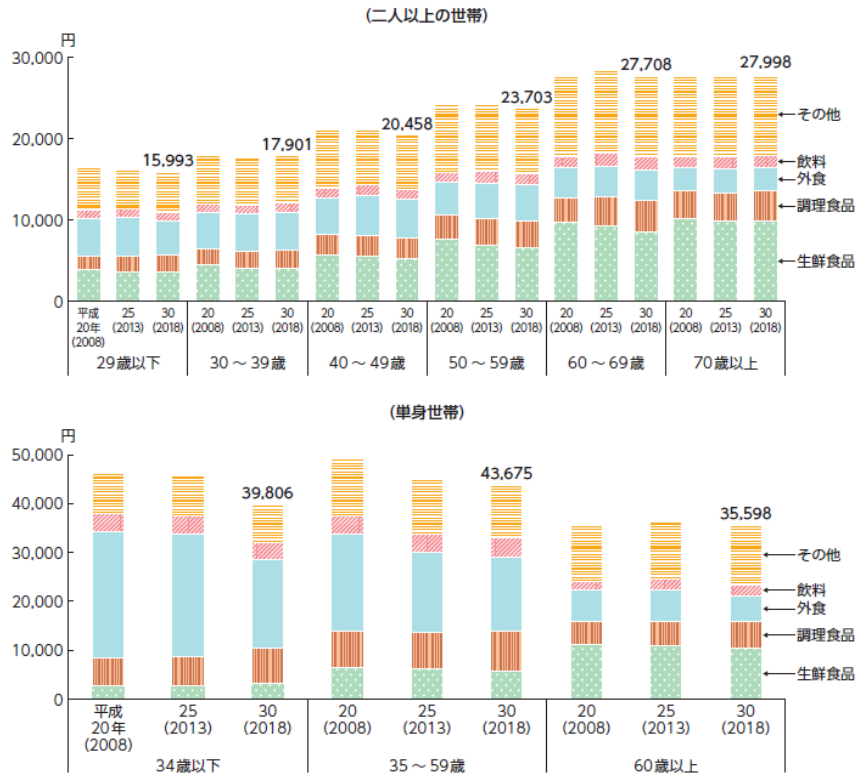
世帯別に1人当たり1か月間の食料消費支出をみると、二人以上の世帯では、10年前に比べて、家庭で調理する必要のある生鮮食品の支出が減少し、調理食品の支出が増加している。一方、単身世帯では、10年前に比べて外食の支出は減少しているが、調理食品の支出は増加している⁴⁾。

平成29(2017)年の外食率^{※1}と食の外部化率^{※2}はそれぞれ44.1%、34.5%であり、年次推移をみるとともに横ばい傾向である⁵⁾が、外食産業の市場規模は、近年回復の兆しもみられる。また、中食産業は年々市場規模を拡大してきており、平成29年に初めて10兆円を超えている。

※1 全国の食料・飲料支出額に占める外食市場規模の割合

※2 全国の食料・飲料支出額に占める料理品小売業市場規模(弁当給食分)及び食市場規模の割合

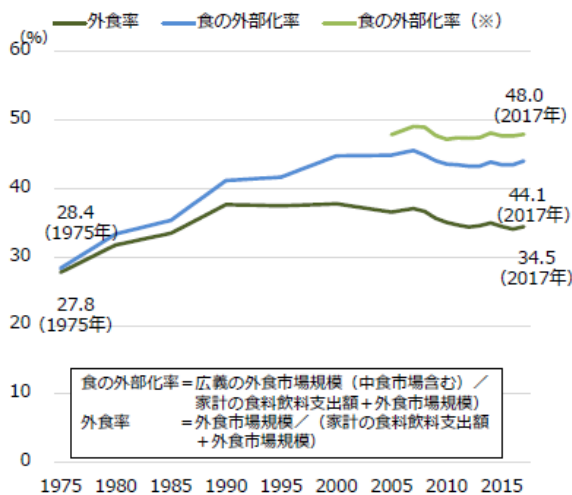
○ 1人当たり1か月の食料消費支出（円）



資料：総務省「家計調査」（全国・用途分類）
 注：1）生鮮食品は、米、生鮮魚介、生鮮肉、牛乳、卵、生鮮野菜、生鮮果物の合計
 2）消費者物価指数（食料：平成27（2015）年基準）を用いて物価の上昇・下落の影響を取り除いた数値
 3）世帯員数で除した1人当たりの数値

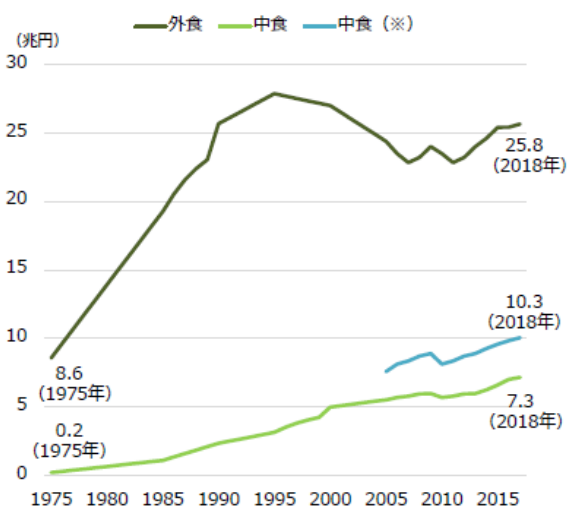
出典：農林水産省「平成30年度 食料・農業・農村白書」
http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h30/index.html

○食の外部化率と外食率の推移



出典：（公財）食の安全・安心財団の推計
 注：※は（一社）日本惣菜協会調べによる百貨店、総合スーパー、コンビニのデータを食めて再計

○外食と中食の市場規模



出典：（一社）日本フードサービス協会、（公財）食の安全・安心財団の推計
 注：※は（一社）日本惣菜協会調べによる「惣菜市場規模」の額で、百貨店、総合スーパー、コンビニを含む。

出典：令和元年9月19日食料・農業・農村政策審議会企画部会資料
<http://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kikaku/bukai/k0919.html>

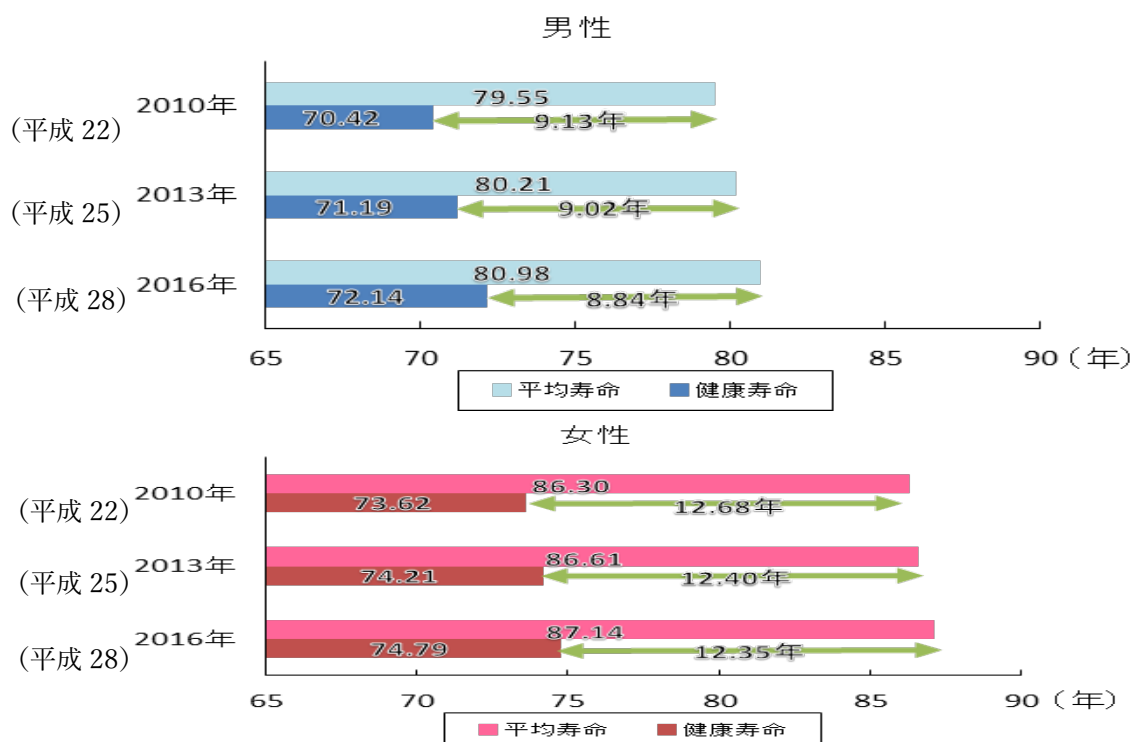
2 健康に関する状況

(健康寿命の延伸に関する状況)

平均寿命は年々延びており、平成 28 (2016) 年は男性 80.98 年、女性 87.14 年であり、令和 47 (2065) 年には、男性 84.95 年、女性 91.35 年になることが見込まれている。政府一体となってその延伸に取り組んでいる健康寿命については、平成 28 (2016) 年は男性 72.14 年、女性 74.79 年であり、健康寿命も延伸している。また、平均寿命と健康寿命の差は小さくなっている⁶⁾。

一方、生活習慣病による死亡者数が 5 割強、国民医療費が 3 割を占める中であって、その予防や改善は引き続き国民的課題となっている⁶⁾。

平均寿命と健康寿命の推移



出典：農林水産省 「平成 30 年度 食育白書」

https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/wpaper/h30_index.html

(肥満と低体重 (やせ) の状況)

肥満者 (BMI $\geq 25\text{kg}/\text{m}^2$) の割合は男性 30.7%、女性 21.9%であり、男性の 30 歳代から 60 歳代では、30%を超えている。一方、やせの者 (BMI $< 18.5\text{kg}/\text{m}^2$) の割合は男性 4.0%、女性 10.3%であり、20 歳代女性は 21.7%である。成人

男性に肥満者が多いこと、若い女性にやせの者が多いことが課題となっている⁶⁾。

また、65歳以上の高齢者では、低栄養傾向の者（BMI \leq 20kg/m²）の割合が男性12.5%、女性19.6%であり、特に80歳以上の高齢者では、男女とも約2割が低栄養傾向となっている⁷⁾。

3 食料消費に関する状況

我が国の平成30（2018）年の食料自給率は、カロリーベースで37%、生産額ベースで66%となっている。食料の多くを海外からの輸入に頼っている一方で、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品ロスが、平成28（2016）年度の推計で643万トン発生している。その内訳は、事業系で352万トン、家庭系で291万トンとなっている⁶⁾。

このような中で、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的とする「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）」が令和元（2019）年5月に成立し、10月1日に施行された。

4 SDGs（持続可能な開発目標）へのコミットメント

（第3次食育推進基本計画とSDGs）

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された国際開発目標である。相互に密接に関連した17の目標と169のターゲットから成る「SDGs（持続可能な開発目標）」を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものである。

国内実施・国際協力の両面においてSDGsを推進していくために「SDGsアクションプラン2020」が策定され、「食育の推進」は、8つの優先課題の一つ「あらゆる人々が活躍する社会の実現」の中に位置付けられている。

17の持続可能な目標のうち「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「12 つくる責任つかう責任」等の目標は、食育の推進によって貢献が可能であると考えられる。

第3次食育推進基本計画と持続可能な開発目標[※]（SDGs）

食育の総合的な促進に関する事項	関連するSDGs
1 家庭における食育の推進	3, 4, 5
2 学校、保育所等における食育の推進	3, 4
3 地域における食育の推進	1, 3, 8, 10, 11
4 食育推進運動の展開	17
5 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	4, 8, 12, 14, 15
6 食文化の継承のための活動への支援等	4, 8, 11
7 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進	1, 2, 3, 4, 12

※持続可能な開発目標（SDGs）
2015年9月に開催の持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、経済・社会・環境をめぐり広範な課題について、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す国際目標。

（今後の食育推進の視点）

食育を推進することは、国民が生涯にわたって健全な心身を培うことに資するとともに、国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立ち、食に関わる人々の様々な行動に支えられていることについて感謝の念や理解を深めることであり、持続可能な社会の実現に向けた重要な取組であることを意識しつつ推進していくことが重要である。

また、SDGsが経済、社会、環境の三側面を含んでいること及びこれらの相互関連性・相乗効果を重視しつつ、統合的解決の視点を持って取組むこととされていることにも留意し、例えば健全な食生活の実践を通じた健康寿命の延伸や、食料の生産から消費に至る持続可能な食の循環などの各課題を連携した視点を持って進めていくことが重要である。

- 1) 内閣府「令和元年版高齢社会白書」https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2019/zenbun/01pdf_index.html
- 2) 厚生労働省「平成30年国民生活基礎調査」<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html>
- 3) 内閣府「令和元年版男女共同参画白書」http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r01/zentai/index.html
- 4) 農林水産省「平成30年度食料・農業・農村の動向」
- 5) 公益財団法人食の安心安全財団
- 6) 農林水産省「平成30年度食育推進施策」
- 7) 厚生労働省「平成29年国民健康・栄養調査」

第3 第3次基本計画の進捗状況と第4次基本計画作成に向けた主な論点

1 家庭における食育の推進

(1) 関連する目標値の進捗状況と分析・評価

具体的な目標値	第3次基本計画作成時の値		現状値			目標値	達成状況
	H27 (2015) 年度	H28 (2016) 年度	H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度	H31・R1 1 (2019) 年度	2020年度	
② 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週 9.7 回	週 10.1 回	週 10.5 回	週 10.0 回	週 10.0 回	週 11 回以上	△
④ 朝食を欠食する子供の割合	4.4%	4.5%	4.6%	5.5%	4.6%	0%	▼
(参考) ⑤ 朝食を欠食する若い世代の割合	24.7%	22.6%	23.5%	26.9%	25.8%	15%以下	▼

※H31・R1(2019)年度については暫定値

- 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数は、第3次基本計画作成時の値からほぼ横ばいで推移しており、目標値に達していない。

平成29年度「食育に関する意識調査」によると、家族と食事をすることについては、すべての世代において、家族とコミュニケーションを図ることができ重要であると考えられているが、頻度については、朝食と夕食のいずれについても若い世代の方が少ない傾向にある。

また、20歳代～50歳代の3割強が、家族との食事を難しいと考えているが、その理由は、「自分又は家族の仕事が忙しいから」が約9割となっており、仕事が忙しいことが、家族との食事が難しいことの要因の一つとして考えられる。

- 朝食を欠食する子供の割合は、第3次基本計画作成時の値からほぼ横ばいで推移しており、目標値に達していない(令和元年(2019)年度:4.6%)。

「毎日同じくらいの時刻に寝ていない」子供ほど、また、「毎日同じくらいの時刻に起きていない」子供ほど、朝食欠食率が高い傾向にあり、朝食の欠食は、規則正しい就寝・起床などの基本的な生活習慣が影響していることも考えられる。

また、週1日以上朝食を欠食する子供は、保護者も朝食を欠食する傾向にあり、親世代が朝食を食べない習慣が、朝食を食べない家庭環境に影響していることも考えられる。

(2) 主な論点

① 考え方

- 食育の取組は、日常生活の基盤である家庭において、確実に推進していくことが、引き続き、極めて重要である。
中でも、家族（同居・別居を問わず）が食卓を囲んで共に食事をとることは、コミュニケーションを図りながら楽しく食事をするということとともに、食や生活に関する基礎を伝え・習得する場でもあり、食育の原点と考えられ、推進していくことが重要である。
- 異世代が日常生活を共にする家庭において、親と子供等が一緒になり、早寝早起きや朝食をとることなど、基本的な生活習慣づくりへの意識を高め、子供が生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基盤づくりを行っていくことが重要である。
- 妊産婦の安全な妊娠・出産と産後の健康の回復に加えて、発育や発達著しく、生涯にわたる健康づくりや食習慣の確立の基盤となる乳幼児期は重要であることから、引き続き、妊産婦や乳幼児に対する支援を行っていくことも重要である。

② 具体的な取組

【子供・若者の育成支援における共食等の食育推進】

- 食育に関する行事や情報提供活動のほか、子供・若者の育成支援に関する行事や情報提供活動等において、食育についての理解を促進するとともに、家族が食卓を囲んで共に食事を取りながらコミュニケーションを図る共食を推進していく必要がある。

【朝食をとるなどの基本的な生活習慣の形成】

- 「毎日同じくらいの時刻に寝ていない」及び「毎日同じくらいの時刻に起きていない」ことや朝食欠食率には相関が見られることから、引き続き、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会等と連携した「早寝早起き朝ごはん国民運動」の推進のほか、学校教育活動全体を通じた食育の推進、学校を核として家庭を巻き込んだ取組を推進する必要がある。

- また、親世代の欠食率の高さが、朝食がない家庭環境に影響しているとも考えられることから、子供とその保護者が一緒になって生活習慣づくりへの意識を高め、行動できることを目的とした取組が必要である。

【切れ目のない食育の推進】

- 妊産婦や乳幼児について、望ましい食生活の実現に向けて、各種指針やガイドの普及啓発を行う等、引き続き、栄養指導の充実を図ることが必要である。
- 引き続き、全ての子供が健やかに育つ社会の実現を目指す「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえた食育を推進する必要がある。
- 令和元年12月1日に施行された「成育基本法[※]」に基づき、出生からおとなになるまでの成長過程にある者と保護者及び妊産婦に対し、食育を推進する必要がある。

[※]「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）

2 学校、保育所等における食育の推進

(1) 関連する目標値の進捗状況と分析・評価

具体的な目標値	第3次基本計画作成時の値		現状値			目標値	達成状況
	H27 (2015) 年度	H28 (2016) 年度	H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度	H31・R 1 (2019) 年度	2020年度	
⑥ 中学校における学校給食実施率	87.5%	88.8%	90.2%	93.2%	-	90%以上	◎
⑦ 学校給食における地場産物を使用する割合	26.9%	25.8%	26.4%	26.0%	-	30%以上	▼
⑧ 学校給食における国産食材を使用する割合	77.3%	75.2%	76.7%	76.0%	-	80%以上	▼

※当該値についてはH31・R1年度未確定(H30年度の値)

- 中学校における学校給食実施率については、第3次基本計画作成時の値から5.7ポイント増加しており、特に、平成28年度から平成30年度にかけては、比較的大規模な地方公共団体において完全給食が開始されたため、目標値の90%を達成した。
- 学校給食における地場産物・国産食材を使用する割合については、第3次基本計画作成時の値からいずれもほぼ横ばいで推移しており、目標値に達していない。

学校給食においては、児童生徒に毎日確実に喫食させるための、安定した食材調達や、保護者から徴収する学校給食費の中での食材調達を前提としつつ、地場産物や国産食材の使用割合を高めるため、様々な取組が進められてきた。他方で、

- ・生産者の高齢化により生產品目や生産量が減少するなど、使用品目や使用量の確保が一層困難になってきている場合もあること
- ・天候不順等により生産量の減少や価格の高騰の影響を受け使用が困難になる場合があること
- ・大都市圏など農地が少ない地方公共団体や県境の地方公共団体は、そもそも県内産物の入手が困難であったり、高価であったりする場合があること
- ・地場産物の入手が可能であっても、給食現場では地場産物の種類や生産量等の把握が難しい一方、生産現場では、給食で使う食材料の規格、数量やメニュー等の把握が難しいこと

・いずれの場合においても、教育委員会などの学校設置者と生産・流通に係る行政部局や事業者との、情報共有や協働が進んでいない地域もあること

といった状況が見られ、特に生產品目や生産量が減少している地域では現状維持さえ難しいとの声もある。

(2) 主な論点

① 考え方

○ 社会状況の変化に伴い、子供たちの食の乱れや健康への影響が見られることから、学校、保育所、幼稚園、認定こども園等（以下「学校等」という。）は、引き続き、子供への食育を進めて行く場として大きな役割を担うことが求められており、子供たちが健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養えるよう、栄養教諭等を中核として、管理職、教諭、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、栄養士、調理員等職員全体で食育が体系的・継続的に実施されることが必要である。

また、学童期、思春期における食育の重要性を踏まえ、子供たちの食に対する意識がどのように変容し、どのような力が身に付き、食に対する学びを深めているかどうか等を食を営む力として評価していくことが重要である。

更に、保護者や地域も巻き込んで、食育を推進していくことが重要である。

○ 学校等で提供される給食は、栄養バランスのとれた食事を提供することにより子供の健康の保持増進を図ることに加え、食に関する指導において「生きた教材」として活用され、子供たちに、食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることへの感謝の心、社会性、食文化などに関する資質・能力が育成されることが目指されている。その際、地場産物を使用することその他の創意工夫を地域の実情に応じて行い、地域の自然環境や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、農林漁業者の努力や食に関する感謝の念を育むことが重要である。

これらを踏まえると、教育委員会や乳幼児保育の担当部署などの学

校等設置者と農林漁業者、流通に係る行政部局や事業者とが協働して学校給食における地場産物等の安定的な生産・供給体制を構築することが重要であるとともに、学校等においては、これを受けて地域の食文化、食に係る産業や自然環境の恵沢に対する子供の理解増進に繋げていくことが重要である。

- 就学前の子供（乳幼児期を含む）に対する食育については、主体的な成長を育み、食文化及び自然の営みを体験する、身近な食材の収穫や料理体験等が効果的である。

② 具体的な取組

【栄養教諭の配置促進】

- 栄養教諭の役割の重要性やその成果の普及啓発等を通じて、学校栄養職員の栄養教諭への速やかな移行を図るなど配置の促進に引き続き努めるとともに、配置には地域による格差が見られることから、より一層の配置促進が必要である。

【学校給食の充実及び食育の推進】

- 食育は、知育、徳育及び体育の基礎とされており、学校給食を「生きた教材」として活用することで、食育を効果的に進めることが重要である。
- その際の創意工夫の一つである学校給食における地場産物の使用については、「社会的課題に対応するための学校給食の活用事業」の成果の活用を含め学校設置者及び学校等の取組が重要であるとともに、学校給食の食材需要に対応できる生産体制や安定的に地場産物を供給できる流通体制の構築など、供給者側の取組も必要である。
- また、学校給食現場及び農業生産現場の双方のニーズや解決すべき事項を調整して対応策を提案する「地産地消コーディネーター」の存在も引き続き重要である。このため、地産地消コーディネーターの養成を行い、各地域への派遣を引き続き行うとともに、多様な優良事例の普及の加速化に取り組むことが必要である。
- 学校においては、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動はもとより、それ以外の各教科等においてもそれぞれの特

質に応じて、令和2年度より順次実施される新学習指導要領に基づき、学校教育全体を通じて食育を推進する必要がある。

【就学前の子供に対する食育の推進】

- 保育所、幼稚園、認定こども園における各指針、要領に基づく取組を引き続き進めるとともに、子供の親世代への啓発も含め、就学前の子供（乳幼児期を含む）に対する食育をより一層推進する。

3 地域における食育の推進

(1) 関連する目標値の進捗状況と分析・評価

具体的な目標値	第3次基本計画作成時の値		現状値			目標値	達成状況
	H27 (2015) 年度	H28 (2016) 年度	H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度	H31・R1 (2019) 年度	2020年度	
③ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合	64.6%	71.4%	72.6%	77.6%	73.4%	70%以上	◎
⑤ 朝食を欠食する若い世代の割合	24.7%	22.6%	23.5%	26.9%	25.8%	15%以下	▼
⑨ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合	57.7%	59.7%	58.1%	58.6%	56.1%	70%以上	▼
⑩ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	43.2%	39.4%	39.1%	39.7%	37.3%	55%以上	▼
⑪ 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	69.4%	69.9%	68.2%	67.7%	67.4%	75%以上	▼
⑫ 食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業の登録数	67社 (H26年度)	103社	-	-	-	100社以上	◎
⑬ ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	49.2%	51.0%	50.2%	50.2%	53.4%	55%以上	△

※H31・R1(2019)年度については暫定値

- 地域における食育の推進については、7つの目標値のうち、2つが目標値を達成した一方、第3次基本計画作成時の値からが悪化しているものが4つあり、一層の取組が必要である。
- 地域等で共食したいと思う人が共食する割合は第3次基本計画作成時の値と比較すると8.8ポイント増加し、目標値を達成している。
- 朝食を欠食する若い世代の割合は第3次基本計画作成時の値からほぼ横ばいで推移している。平成30年度「食育に関する意識調査」によると、朝食を食べるために必要なこととして、「朝早く起きられること」などの生活習慣や自分で用意する時間や手間といった、自分自身の行動に関することを挙げる人が多く、「家に朝食が用意されていること」など朝食をとることへのアクセスを挙げる人は相対的に少なかった。一方、内閣府が実施した平成29年度青少年意見募集事業では、朝食を食べるためのアイデアとして、SNS等での広報・情報発信、飲食店や学校・会社での朝食の提供等も挙げた。
- 栄養バランスに配慮した食事である主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民及び若い世代の割合は、第3

事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民及び若い世代の割合は、第3次基本計画作成時の値から減少している。平成30年度「食育に関する意識調査」によると、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を食べるために必要なこととして、「時間があること」「手間がかからないこと」を挙げる人が多く、特に若い世代では、「時間があること」を挙げた人が69.7%であった。「家に用意されていること」など主食・主菜・副菜を組み合わせた食事へのアクセスを挙げる人は相対的に少なかった。一方、内閣府が実施した平成29年度青少年意見募集事業では、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を食べるアイデアとして、SNS等での情報発信、セットメニューの販売、学校や会社での提供等も挙げた。

- 上記を踏まえると、特に課題が残る若い世代においては、規則正しい生活習慣、上手な時間の使い方等、健やかな生活リズムを身に付ける必要性が高いと考えられると同時に、食物や情報へのアクセスなど、実践しやすい環境づくりが重要である。
- 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合は、第3次基本計画作成時の値からほぼ横ばいで推移しており、目標値に達していない。平成30年度「食育に関する意識調査」によると、実践していない理由として、「面倒だから取り組まない」「病気の自覚症状がない」「生活習慣を改善するゆとりがない」を挙げた人が順に多かった。また、同調査において、現在と比べて20歳代及び30歳代の頃の食生活が良かった理由として「家に用意されていたから」を挙げたのは、実践している人に比べて実践していない人に多く、若い頃から自ら健全な食生活を実践する力を身につけることの重要性が示唆された。
- ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合は、第3次基本計画作成時の値からほぼ横ばいで推移しており、目標値に達していない。平成30年度「食育に関する意識調査」によると、ゆっくりよく噛んで食べるために必要なこととして、63.8%が「早食いの習慣を直すこと」を挙げ、次いで32.5%が「食事時間が十分に確保されていること」を挙げた。ゆっくりとよく噛んで食べる習慣が身に付けられるような食事時間の設け方の工夫が必要であることが示唆された。

(2) 主な論点

① 考え方

- 高齢者人口が増加するとともに、平均寿命も延び、人生 100 年時代を迎えようとする今、高齢者を含む国民誰もが社会で役割を持って活躍できる前提として、健康寿命を延伸することが求められている。
このため、子供（乳幼児期を含む）から若い世代、高齢者に至るまで、生涯を通じて食育を推進することが重要であり、国民一人一人が、栄養バランスに配慮した食事を習慣的に摂取し、肥満や高血圧等生活習慣病の予防や改善のために、エネルギーの適量摂取や食塩の過剰摂取にも気をつける健全な食生活を実践することが重要である。
- 特に、これから親になる世代である若い世代は、食に関する知識を深め、意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することができるようになる力を身に付ける必要性が高く、若い世代が自らの問題として認識し、実践につなげることが重要である。
- 健全な食生活の実践のためには、経済的な暮らし向きや生活の中の時間的なゆとり等、日々の生活の状況が関係してくることがこれまでの調査等から示唆されている。食を取り巻く社会環境が大きく変化し、食に関する国民の価値観やライフスタイル等の多様化が進む中で、自分のライフスタイルに見合った健全な食生活を実践できるようになることが重要である。
- また、近年、外食や中食の利用が増えている中で、食品関連事業者等による健康に配慮した商品やメニュー及び情報の提供等を推進し、国民が、健康に配慮した食事や健康づくりに資する情報を入手しやすい食環境を整備することも重要である
- さらに、多くの国民が、一日のうち多くの時間を過ごす職場（企業等）における健康の保持・増進の取組も重要であり、「健康経営」の推進が一層求められる。
- 単独世帯の増加等、家庭の状況や生活が多様化することにより、家庭での共食が困難な人も増えている中で、地域や所属するコミュニティ等を通じて、希望する人が共食の機会を持つことも重要である。

② 具体的な取組

【若い世代に対する食育の推進】

- 若い世代がふだんの生活リズムや食生活を見直し、現在の自分自身のために、そして将来に向かって「食」が大切であることを自覚し、実践につなげることができるよう情報提供を行うことが重要である。その際、SNS等、若い世代に効果的な手段を活用するとともに、ライフスタイルにあったアプローチを工夫することが必要である。
- また、学校や職場で朝食や主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を入手しやすくする等、健全な食生活を実践しやすい環境づくりも重要である。

【高齢者に対する食育の推進】

- 健康寿命の延伸に向けて、高齢者に対する食育推進においては、個々の高齢者の特性に応じて生活の質（QOL）の向上が図られるように食育を推進することが重要である。
- 「日本人の食事摂取基準（2020年版）」を活用した高齢者のフレイル予防の周知を進める。また、高齢者が集まり交流する通いの場など地域における共食の機会を活用するとともに、専門職と配食事業等連携した取組を推進していくことも重要である。
- また、増大する在宅療養者に対する食事・栄養支援に対応できる管理栄養士・栄養士の人材を確保するために、民間等の取組も活用しながらの促進・整備を行うことが必要である。
- 市町村区域の食品関連事業者、介護関係者等が連携して地場産農林水産物等を活用した介護食品の開発や配食サービスの実証などの取組を支援することも必要である。

【「食育ガイド」等の活用促進】

- 栄養バランスに配慮した食事を摂取できていない国民が多いなど、引き続き課題がみられるため、「食育ガイド」や「食事バランスガイド」を通じて、国民一人一人が自ら食育に関する取組を実践できるよう、関係機関や関係団体はもとより、家庭や学校、小売や外食、職場等を通じ

て国民への普及啓発に引き続き努めることが必要である。

- また、食をめぐる状況が変化する中で、平成 28（2016）年に一部改定した「食生活指針」に基づいた健康増進や生活の質的向上及び食料の安定供給の確保等を図るため、引き続き普及啓発を進めることが必要である。その際、ごはんを中心に多様な副食等を組み合わせ、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を推進するため、内容やメリットをわかりやすく周知する必要がある。

【健康寿命の延伸につながる食育推進】

- 国民健康づくり運動（「健康日本 21（第二次）」）等を通じて、健全な食生活、健康づくりのための身体活動の実践につながる取組を引き続き推進するとともに、「スマート・ライフ・プロジェクト[※]」の推進等、生活習慣病の予防及び改善につながる食育を推進することが必要である。
- 食育に対する健康無（低）関心層への啓発を行うため、民間の知見も活かして適切な栄養・食生活情報の提供方法を開発するとともに、関係省庁や民間の様々な主体と連携し、自然に健康になれる食環境づくりを推進することが重要である。
- 健康に資する食育を推進するため、地域密着型の拠点として「栄養ケア・ステーション」のような民間主導の取組や食育ボランティア等の活動を推進することが重要である。

【歯科保健活動における食育推進】

- 「8020（ハチマル・ニイマル）運動」などの推進を通じた取組を引き続き進めるとともに、高齢者の口腔機能の低下への対応、また子供の口腔機能の発達不全への対応など、乳幼児期から高齢期まで各ライフステージに応じた歯科口腔保健分野における食育をより推進することが必要である。

[※]「スマート・ライフ・プロジェクト」とは、「健康寿命をのばしましょう。」をスローガンに、国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標とした厚生労働省の国民運動。

【食品関連事業者等における食育の推進】

- 減塩商品や健康に配慮したメニューの開発など健康寿命の延伸に資する取組を行う事業者が増え始め、「スマート・ライフ・プロジェクト」や「健康な食事」の考え方を活用した取組が広がっている。引き続きこうした活動が広がるよう、国及び地方公共団体において必要な情報提供等を行うことが必要である。

【企業における食育の推進】

- 従業員等が健康であることは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に企業の業績向上につながると期待されている。従業員等の健康管理と、その一環としての健康に配慮した食生活の実践につながるよう、エビデンスを踏まえ、企業における食育を推進することが重要である。
- 例えば、健康経営に取り組む企業の拡大や、食堂等で給食を提供している企業においては食育の一環として、「健康な食事」を活用した取組が望まれる。国及び地方公共団体においては、こうした活動が広がるよう、必要な情報提供等を行うことが重要である。

【地域における共食の推進】

- 近年、様々な事情により、健全な食生活の実現が困難な立場にある者が存在する。フードバンクの取組促進等、子供食堂をはじめとして地域で様々な食育の場づくりが進むよう、国及び地方公共団体においては、必要な情報提供を行うことが必要である。

【地域特性を生かした食育の推進】

- 地域特性を踏まえた食生活の継続的な改善に重点をおいた取組として、地域の飲食店や食品関連企業等との連携を通じて、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を入手しやすい食環境づくりの推進を進める必要がある。

4 食育推進運動の展開

(1) 関連する目標値の進捗状況と分析・評価

具体的な目標値	第3次基本計画作成時の値		現状値			目標値	達成状況
	H27 (2015) 年度	H28 (2016) 年度	H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度	H31・R 1 (2019) 年度	2020年度	
① 食育に関心を持っている国民の割合	75.0%	79.6%	78.4%	76.0%	76.2%	90%以上	△
⑭ 食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	34.4万人	35.0万人	36.0万人	35.6万人		37万人以上	△
⑳ 推進計画を作成・実施している市町村の割合	76.7%	78.1%	79.3%	84.8%		100%	△

※①H31・R1(2019)年度については暫定値、⑭、⑳については未確定

- 食育に関心を持っている国民の割合は、第3次基本計画作成時の値からほぼ横ばいで推移しており、目標値に達していない。

「食育に関する意識調査」によると、総じて、女性の方が男性より関心を持っている割合が高く、男女とも、若い世代に比べ、年代が高い方が関心を持っている割合は高くなっており、若い世代の男性を中心に、食育への関心を持ってもらうことが課題となっている。

なお、食育に関心を持つ理由としては、若い世代のうち男性は「食生活の乱れが問題になっているから」、若い世代のうち女性は「子供の心身の健全な発育のために必要だから」、年齢が高くなると「生活習慣病の増加が問題になっているから」という理由が多くなる。

- 食育推進計画を作成・実施している市町村の割合は、第3次基本計画作成時の値と現状値を比較すると8.1%増加しており、改善傾向にあるが、人口規模の小さい市町村等で作成されていないこと等から、目標値に達していない。

(2) 主な論点

① 考え方

- 食育を国民運動として推進し、成果を挙げるためには、食育への関心の低い層に関心を持ってもらうことが必要である。

特に、若い世代が食に関する知識を深め、意識を高め、健全な食生活を実践できるようにするためには、若い世代が働く世代でもあることか

ら、企業等（職場）においても、社員食堂を活用した健全な食生活の実践等、食育を推進していくことが一つの方策と考えられる。

このため、企業等（職場）における食育の推進事例や企業等（職場）のメリットを発信していくことが重要と考えられる。

- また、地域においても、多様な関係者が食育に関する課題等を共有し、それぞれの特性をいかして連携・協働しながら実効的に進めていくことが、食育推進運動の広がりのためには重要であり、そのためには、引き続き、市町村における食育推進計画の作成・実施を促進していくことが必要である。

② 具体的な取組

【SDGsも踏まえた情報発信プラットフォームの構築】

- 食育に関心の低い層が、食育への関心を持つ契機となるよう、食育の推進に役立つエビデンス（根拠）も踏まえつつ、国・地方公共団体・教育関係者・農林漁業者・企業・団体・ボランティア等が参画し、食育を推進する取組を統一的な枠組みの下で情報発信するためのプラットフォームを構築することが必要である。

その際、食育を推進することは、国民が生涯にわたって健全な心身を培うことに資するとともに、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立ち、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて感謝の念や理解を深めることでもあり、持続可能な社会の実現につながるものであって、SDGsの考え方と整合することを併せて発信する必要がある。

【市町村食育推進計画の作成促進】

- 都道府県の働き掛けなどを通じ、市町村における食育推進計画の作成数は着実に増加しているが、人口規模の小さい市町村を中心に、より一層作成・見直しを支援していくことが必要である。

5 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

(1) 関連する目標値の進捗状況と分析・評価

具体的な目標値	第3次基本計画作成時の値		現状値			目標値	達成状況
	H27 (2015) 年度	H28 (2016) 年度	H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度	H31・R1 (2019) 年度	2020年度	
⑮ 農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合	36.2%	30.6%	36.3%	37.3%	39.3%	40%以上	△
⑯ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	67.4%	62.4%	71.8%	71.0%		80%以上	△

※H31・R1(2019)年度については暫定値、⑯については未確定

- 農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合は、第3次基本計画作成時の値からほぼ横ばいで推移しており、目標値に達していない。

これまで農林漁業体験に参加していない人に、参加したことがない理由を尋ねたところ、「体験する方法がわからないから」が51.3%となっており、また、どんな工夫があれば参加したいかを尋ねたところ、「収穫物の調理体験ができること」が40.0%、「親子や友人など、いろいろな参加の仕方ができること」が38.6%であった。

- 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合は、第3次基本計画作成時の値からほぼ横ばいで推移しているものの3.6%増加し、改善傾向にある。

これは、食品ロス削減に取り組んでいる自治体が増加している等、食品ロス削減に関する取組が徐々に広がり、そうした取組が発信される機会が増え、消費者が身近な問題であることの理解が進んだことによるものと考えられる。

(2) 主な論点

① 考え方

- 農林漁業に関する体験活動は、農林水産物の生産現場に関する関心や理解を深めるだけでなく、国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていることなどに関する理解を深める上で、引き続き重要である。

その際、体験する方法がわからないという意見が多いことを踏まえ、

参加方法や関心を高めるための周知や優良事例の横展開等を通じ、更なる参加者の増加に取り組む必要がある。

- 我が国では、食料及び飼料等の生産資材の多くを海外からの輸入に頼っている一方で、年間約 643 万トン（平成 28 年度推計）にのぼる大量の食品ロスが発生しており、環境への大きな負荷を生じさせている。

食品ロスの問題については、SDGsにおいて言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっていることから、引き続き、生産から消費までの一連の食の循環を意識しつつ、食品ロスの削減や環境と調和のとれた食料生産とその消費にも配慮した食育を推進することが必要である。

② 具体的な取組

【生産者と消費者との交流の促進】

- 農林漁業体験は、命や感謝を学び食を選択する力を養うことや地域づくりにつながることを踏まえ、教育ファーム等農林漁業に関する多様な体験の機会の提供、学校、保育所等による体験活動の機会の提供を引き続き推進するとともに、国民の体験活動への関心を高めるため、SNS など様々な媒体の活用により周知し参加を図り、食料の生産から消費に至るストーリー性のある継続した体験につながるよう、関係機関・団体の連携を深めることが重要である。

【地産地消の推進】

- 直売所等における地域の農林水産物の利用促進を図るため、多様な品目の生産・供給体制の構築等を推進するとともに、学校給食等における地域の農林水産物の安定的な生産・供給体制を構築し、地域の農林水産物の利用拡大を図ることが必要である。

【食品ロス削減を目指した国民運動の展開】

- 令和元年 10 月 1 日に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号）」に基づき、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進す

ることが必要である。

- 国民がそれぞれの立場で食品ロスの削減に自発的に取り組んでいくため、その重要性についての理解と関心の増進等のための教育や普及啓発の施策を推進することが必要である。
- 食品産業において発生している食品ロスには、小売店での賞味期限の近い商品の売れ残りや外食店での食べ残しといった消費者の理解・協力が得られなければ、削減が困難なものも含まれることから、消費者を巻き込んだ取組や食品ロス削減に積極的に取り組む企業の事例の共有・周知を積極的に推進することが必要である。

6 食文化の継承のための活動への支援等

(1) 関連する目標値の進捗状況と分析・評価

具体的な目標値	第3次基本計画作成時の値		現状値			目標値	達成状況
	H27 (2015) 年度	H28 (2016) 年度	H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度	H31・R1 1 (2019) 年度	2020年度	
⑰ 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	41.6%	41.5%	37.8%	49.6%	47.9%	50%以上	△
⑱ 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承している若い世代の割合	49.3%	54.6%	50.4%	66.3%	61.6%	60%以上	◎

※H31・R1(2019)年度については暫定値

- 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合は、第3次基本計画作成時の値から6.3ポイント増加し改善傾向にある。
- 若い世代については、第3次基本計画作成時の値から12.3ポイント増加し目標を達成したが、その背景には、平成25年に和食文化がユネスコ無形文化遺産に登録されて以降、
 - ・農林水産省では、国内における和食文化の継承を図る観点から、学校における和食給食提供の取組、若者世代、子育て世代、行政栄養士等を対象としたワークショップ等の開催等とともに、和食文化の良さを広く一般の人に伝えるための情報発信を行ってきたこと
 - ・民間企業においては、毎年11(いい)月24(にほんしょく)日の「和食の日」を中心に事業所給食で和食メニューを提供する取組等が行われてきたこと
 等が考えられる。

(2) 主な論点

① 考え方

- 近年、核家族化の進展や地域社会の弱体化、食の生活様式の標準化の進展などにより、「和食」の存在感と活力は失われつつある（「無形文化遺産の代表的な一覧表への記載についての提案書」（農林水産省）より）状況であり、また、平成25年12月にユネスコ無形文化遺産に登録され

た「和食；日本人の伝統的な文化」について、その継承の実践者は全ての日本人となっており、地域の多様な食文化を保護・継承していかなければならない。また、継承していくための幅広い人材の育成が必要である。

- 食の外部化や多様化が進んでいく中で、引き続き和食文化を次世代へ継承していくため、次世代を担う子供や子育て世代をターゲットとした取組の充実が必要である。
- 健康志向の高まりから国内外において健康性も含め和食への注目度が高まっている。

② 具体的な取組

【「和食」の保護と次世代への継承のための産学官一体となった取組】

- 「和食；日本人の伝統的な食文化」に関する国民の関心と理解が深まるよう、学校給食や家庭における食べ方や作法も含めた「和食」の提供機会の拡大、継承に向けた地域における食育活動、和の文化の魅力発信、健康への寄与等に関する科学的解明とその普及等を推進することにより、「和食」の保護・継承を図ることが必要である。
- 保護・継承に当たっては、ユネスコの登録に際して示した、保護措置に責任を持つ組織である「一般社団法人和食文化国民会議」を始め、食育に関わる国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、多様な関係者が密接に連携し、産学官一体となって効果的に進める必要がある。
- 地域固有の多様な食文化を保護・継承していくための体制を構築し、各地域が選定する郷土料理の歴史や由来、レシピ等について調査し、データベースの作成や SNS の活用等による普及等を地域ぐるみで行う必要がある。
- 栄養士・保育士等を対象として和食文化に関する研修会等を実施し、子供たちや子育て世代に対して和食文化の普及活動を行う中核的な人材を育成し、各都道府県に配置することが必要である。

7 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

(1) 関連する目標値の進捗状況と分析・評価

具体的な目標値	第3次基本計画作成時の値		現状値			目標値	達成状況
	H27 (2015) 年度	H28 (2016) 年度	H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度	H31・R1 1 (2019) 年度	2020年度	
⑱ 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	72.0%	71.8%	72.4%	77.0%	79.4%	80%以上	△
⑳ 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する若い世代の割合	56.8%	56.9%	62.6%	67.3%	70.3%	65%以上	◎

※H31・R1(2019)年度については暫定値

- 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合は、第3次基本計画作成時の値から7.6ポイント増加し改善傾向にある。
- 若い世代については、第3次基本計画作成時の値から13.5ポイント増加し目標を達成した。

ホームページやSNSを活用し、分かりやすい情報提供に努め、SNS利用率の高い若い世代に食品安全に関する情報が届いたこと、ウェブページのうち特に子ども向けコンテンツを充実させることにより、子どもとその保護者世代への食品の安全性についての理解が深まったこと等が目標達成の要因として考えられる。

(2) 主な論点

① 考え方

- 食に対する信頼を揺るがす国内外の事案の発生や食品の安全性に関する情報が氾濫する中、食品安全に対する国民の関心や不安は依然として高く、健全な食生活の実現に当たっては、食品の選び方等について基礎的な知識を持ち、その知識を踏まえて行動に反映されることが引き続き必要である。また、食品の安全性については、生涯を通じて健康等を損なわないよう若い頃から健全な食生活に留意することが重要である。
- 国民の食に関する知識と食を選択する力の習得のため、食に関する国内外の幅広い情報をSNSなどの多様な手段で、国民が理解し、十分に活用できるよう提供するとともに、教育の機会を充実させるなどの施策

を講じていくことが重要である。

- 我が国の食育の理念や取組等を積極的に海外に発信するとともに、海外における栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集等を行うことが必要である。

② 具体的な取組

【食品の安全性や栄養等に関する情報提供】

- SNS など様々な媒体や、親子参加型イベント、地方公共団体との共催の意見交換など各種イベントを活用した分かりやすい情報提供や、幅広い関係者に対するリスクコミュニケーションを、引き続き実施することが必要である。

【東京栄養サミット 2020 を契機とした食環境づくり】

- 東京栄養サミット 2020（各国首脳級・閣僚級等）を契機に、関係省庁や民間の様々な主体と連携し、自然に健康になれる食環境づくりを推進するため、食環境づくりが健康増進に及ぼす効果の分析などエビデンスの構築・強化・活用、民間主導の健康な食事・食環境の認証制度の普及支援、健康無（低）関心層への啓発、人材育成の推進等を行う必要がある。

第4 第4次基本計画作成に向けて

令和2年度末の第4次基本計画作成に向け、来年度の食育推進評価専門委員会においては、上記第2及び第3を踏まえ、第4次基本計画に盛り込むべき課題及び具体的な取組について引き続き検討の上、第4次基本計画（案）を作成することとする。